

第3章 資料編

2.調査票

食品ロス削減、自転車の安全利用及び犯罪被害者等支援に関する県民意識調査

最初に、あなた自身のことについてお尋ねします。
(当てはまるものを1つ選んでください)

1. 性別 ※必須
①男性 ②女性 ③その他

2. 年代 ※必須
①10歳代 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳以上

3. 職業 ※必須
①農林業 (主幹・主夫の場合は、家庭内の仕事と田畑に出る時間と比較して多い方を選択)
②漁業 (主幹・主夫の場合は、家庭内の仕事と漁業に出る時間と比較して多い方を選択)
③商工サービス業自営 (商店や工場などを自分でやっている人、家族従業員を含む)
④事務職 (勤め人や公務員で主に事務系の仕事の人、課長以上を除く)
⑤技術職 (主に技術系の仕事の人、看護師、保育士、教員など、課長以上を除く)
⑥労働職 (現場作業者、工具、運転手、店員、日雇い、大工など)
⑦管理職 (勤め人・公務員で課長以上の場合、校長・教頭など)
⑧自由業 (医師、弁護士、商家、僧侶など)
⑨主婦・主夫 (家庭内の仕事が一日で最も多い場合)
⑩学生 (高校、短大、大学、その他の学校在学中)
⑪無職 (年金などで生活しているか、自分の収入がなく、又は働いていない場合)
⑫その他 (上のいずれにも属さないもの) ()

1

4. 婚姻状況 ※必須
①未婚 ②既婚 ③その他

5. 子どもの状況 ※必須
①就学前の子どもがいる ②小中学生の子どもがいる ③高校生の子もいる
④大学生、専門学校生等の子どもがいる ⑤子どもは成人している (③～④を除く)
⑥その他 ⑦子どもはいない

6. 住まいの地域 ※必須
①高知市
②安芸広域圏・・・ 高知市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、器西村
③南国・香美広域圏・・・ 南国市、香南市、香美市
④幡北広域圏・・・ 本山町、大豊町、土佐町、大川村
⑤仁淀川広域圏・・・ 土佐市、いの町、日高村
⑥高舌北広域圏・・・ 佐川町、越知町、仁淀川町
⑦高橋広域圏・・・ 須崎市、中土佐町、横原町、津野町、四万十町
⑧幡多広域圏・・・ 香毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒瀬町

食品ロス削減についてお尋ねします。
1. あなたは、「食品ロス」が問題になっていることを知っていますか。(当てはまるものを1つ選んでください)。 ※必須
①よく知っている ②ある程度知っている ③あまり知らない ④まったく知らない

食品ロスとは
まだ食べられるのに廃棄される食品のこと

2

2. あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。(当てはまるものをすべて選んでください)。 ※必須
①料理を作り過ぎない ②残さず食べる
③残った料理を別の料理に作り替える (リメイクする) ④冷凍保存を活用する
⑤日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する
⑥「賞味期限」を過ぎてみずくに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する
⑦小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べきれない量を購入する
⑧商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する
⑨期限附近による値引き商品やポイント還元の商品を優先して選ぶ
⑩飲食店等で注文し過ぎない
⑪外食時には、小盛りメニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ
⑫食べない食品や利用しない食材等をフードバンクや子ども食堂等に寄附する
⑬取り組んでいることはない
⑭その他 ()

3. あなたは、賞味期限と消費期限の違いを知っていましたか。(当てはまるものを1つ選んでください)。 ※必須
①知っていた ②言葉は知っていたが違いは知らなかった ③知らなかった

「賞味期限」とは
おいしく食べることができる期間のこと。菓子、カップ麺、缶詰などは約9割食べられるまでの期間が長いものに表示。
「消費期限」とは
悪化する食べない方がよい期間のこと。弁当、サンドイッチ、惣菜などは約9割食べられるまでの期間が短いものに表示。

4. あなたは、「フードバンク活動」や「フードドライブ活動」を知っていましたか。(当てはまるものを1つ選んでください)。 ※必須
①フードバンク、フードドライブともに知っていた

3

④フードバンクは知っていたが、フードドライブは知らなかった
⑤フードドライブは知っていたが、フードバンクは知らなかった
⑥フードバンク・フードドライブともに知らなかった

「フードバンク活動」とは
食品単品や賞味期限などから生食・冷蔵等の過程で発生した利用期限の切れかけた、必要としている施設等に無償で提供する活動。
「フードドライブ活動」とは
家庭などで余っている食品を寄附館でため、フードバンク関連支援団体を通じて、支援が必要な方々に届ける活動。

5. フードバンク等へ食品を寄附するつもりになっている理由は何ですか。(当てはまるものをすべて選んでください)。 ※必須
①寄附を受け付けているという取組自体を知らなかった
②持って行く手順がわかり、面倒
③寄附するまで、必要としない食品を集めておくことが面倒
④寄附を受け付けている団体 (寄附先) を知らない
⑤近隣に寄附を受け付けている団体 (寄附先) がない
⑥寄附を募集している食品が家庭にない
⑦食品の寄附自体に抵抗がある
⑧その他 ()

4

第3章 資料編

2.調査票

自転車の安全利用等についてお尋ねします。

1. 自転車利用時の交通ルール遵守等について ※必須

(1) あなたは、高知県民の自転車利用時の交通ルール遵守状況について、どう思いますか。(当てはまるものを1つ選んでください) ※必須

①よい ②普通 ③悪い

(1) -2 “悪い”と回答した方は、どのような事象からそう思いますか。(当てはまるものを3つまで選んでください) ※必須

①信号無視
②スマートフォンや携帯電話等の操作をしながらの運転
③音楽を聞きながらの運転
④傘さし運転
⑤並走運転
⑥伊道走行
⑦右側通行
⑧その他 ()

(2) 次のうち、あなたが知っているものをすべて選んでください。 ※必須

①高知県の自転車事故の約9割に自転車側の過失がある
②高知県の自転車事故は、朝夕の通勤、通学時間帯に多発している
③自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約9割が頭部に致命傷を負っている
④自転車ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.9倍高くなる
※①②……高知県警察本部交通安全企画課発行「令和5年交通事故の実態」より
※④……令和元年から5年までの合計（警察庁ホームページより）

5

2. 自転車ヘルメットの着用について

(1) あなたは、道路交通法により、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務とされていることを知っていますか。(当てはまるものを1つ選んでください) ※必須

①知っている ②知らない

(2) あなたは、自転車運転中にヘルメットを着用していますか。(当てはまるものを1つ選んでください) ※必須

①着用している
②着用していない（ヘルメットを持っていない）
③着用していない（ヘルメットを持っている）
④自転車を利用しない

※“自転車を利用しない”と回答した方は【犯罪被害者等支援について】に選んでください。

(2) -2 “着用していない”と回答した方は、その理由を次のうちから3つまで選んでください。 ※必須

①ヘルメットの購入費用が高いから
②ヘルメットの保管場所や盗難対策等が必要になるから
③着用が義務でないから（努力義務であるから）
④他の人も着用していないから
⑤面倒だから
⑥格好悪いと思うから
⑦髪型が崩れるから
⑧あまり自転車を乗らないから
⑨その他 ()

6

3. 自転車損害保険等について

(1) あなたは、自転車損害保険等に加入していますか。(当てはまるものを1つ選んでください) ※必須

※自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済

①加入している ②加入していない ③わからない

(1) -2 “加入していない”と回答した方は、その理由を次のうちから3つまで選んでください。 ※必須

①保険があることを知らなかったから ②きつかけなかったから
③手続きが面倒だから ④保険料が必要だから
⑤自転車事故の加害者になることはないと思うから
⑥損害賠償金は自分で支払えると思うから
⑦その他 ()

犯罪被害者等支援についてお尋ねします。

1. あなたは、万が一、あなたや家族が犯罪被害にあった場合、警察以外に利用できる相談窓口としてどのようなものを知っていますか。(当てはまるものをすべて選んでください)。 ※必須

①県庁 ②市役所、町村役場の窓口（犯罪被害者等のための総合対応窓口）
③こころ被害者支援センター ④性暴力被害者サポートセンターこころ
⑤法テラス
⑥知らなかった
⑦その他 ()

※※を選択した方は3へお進みください。

7

2. あなたが、1で回答した相談窓口を知ったきっかけはなんですか。(当てはまるものをすべて選んでください)。 ※必須

①インターネット、SNS ②テレビ、ラジオ、新聞
③チラシ、リーフレット、ポスター
④学校やコンビニ等のトイレに貼っているステッカー
⑤市役所、町村役場
⑥その他 ()

3. あなたは、高知県が、犯罪被害者等を支援するための「高知県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等のための補助金や医療費の助成などの経済的支援制度を設けていることを知っていましたか。(当てはまるものを1つ選んでください)。 ※必須

①条例、経済的支援制度とも知っていた
②条例は知っていたが、経済的支援制度は知らなかった
③条例は知らなかったが、経済的支援制度は知っていた
④どちらも知らなかった

4. あなたは、県が、犯罪被害者等の置かれている状況や、犯罪被害者等支援に関する県の制度・施策等への県民の理解を促進するために、どのような取組が効果的だと思えますか。(当てはまるものをすべて選んでください)。 ※必須

①ポスターによる広報 ②チラシによる広報 ③学校や職場への働きかけ
④インターネット広告 ⑤テレビCM・新聞掲載 ⑥広報・周知イベントの開催
⑦その他 ()

(全23問)

8